

## 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令要綱

### 第一 評価委員の任命等（第一条関係）

政府が、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）に対して行う出資の目的とする土地等の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定めること。

### 第二 他の法令の準用（第二条関係）

教育基本法第九条第二項等の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用すること。

### 第三 附則

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 機構が国から承継する権利及び義務並びにその承継の時期を定めること。 （附則第二条及び第三条関係）

三 機構が国の有する権利及び義務を承継した際、政府から機構に出資があったものとされる財産等及び出資の時期を定めること。 （附則第四条及び第五条関係）

- 四 機構が国から承継した承継貸付金の償還期間等について定めること。（附則第七条関係）
- 五 国が機構に国有財産を無償で使用させることについて必要な事項を定めること。（附則第八条関係）
- 六 関係法令の適用について所要の経過措置等を定めること。